第11回特別弔慰金の請求申請者の皆様へのお願い

（ご賛同いただいています遺族会会員の方は除きます。）

一般財団法人　広島県遺族会

広島県内各遺族会

第11回特別弔慰金の請求申請について

（一般財団法人　広島県遺族会からのお願い）

一般財団法人　広島県遺族会
会長　篠原　彌之他役員一同

1　はじめに

第11回特別弔慰金の請求手続きが、令和2年4月1日からお住いの市町の援護担当課で始まります。

申請者の皆様方には、今後、国に対して要望活動を行うためのご協力及び資金の提供をお願い申し上げます。

別記各市町遺族会窓口に遺族会への入会申し込み又は寄付金(1口2千円)をお願いします。

2　遺族会の組織活動について

これまで遺族会の組織を挙げての運動の結果、過去 10 回の特別弔慰金の実現と、前回から年5万円、5年償還の国債の2回目の発行が始まります。

特別弔慰金は1回が 10 年間の時限立法のため、その都度遺族会の要望活動を必要としました。

今回の第 11 回特別弔慰金も5年後は制度が無くなります。

そのため、5年後からも特別弔慰金の受給ができるようにするため、組織を挙げて次のような新たな要求運動を行う必要があります。

① 制度の継続(内容変更)と受給額の増額要望。

② 戦没者の孫・ひ孫が受給できること。

③ 戦没者の墓守等の慰霊を行う者が優先して受給できること。

3　県内遺族会の現状について

県内各市町で組織活動を行っている遺族会組織は、現在、27団体（会員数　10,000人）となっています。戦没者の妻が主体となっていた組織も遺児の時代となり、やがて孫・ひ孫の時代に移ろうとしていますが、組織活動の費用は会員の会費に頼っています。遺児への国からの支給が特別弔慰金のみとなった現在は、500円の年会費も徴収が困難となりつつあります。そのため、組織の維持はおろか要望活動も困難な状況になりつつあります。

4　広島県遺族会は、特別弔慰金の趣旨に沿って「戦没者を語る会」を実施しています。

第10回特別弔慰金の支給に当たり，付帯決議として，「先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み，当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため，学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組みの更なる強化を図ること」と決議されている。

この付帯決議を受けて，平成27年から会員をはじめ戦没者遺族に体験談及び戦没者の人柄，思い出，足跡を語ってもらう県民向けの講演会を実施し，内容をホームページに保存・普及させる活動を行い、昨年までに82名の講師にご協力をいただきました。今後とも実施をして参ります。

5　遺族会が会員の皆様に実施している窓口及び事業

(1)　窓口

①　慰霊巡拝事業（フイリッピン）「戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族の（子、兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、甥、姪」

② 遺骨収集事業「遺族会員」

③ 遺児の慰霊友好親善事業「遺族会員（遺児）」

(2) 事業実施

① 全国戦没者追悼式への団体参列「遺族会員」

② 沖縄「ひろしまの塔」戦没者追悼式への団体参列「遺族会員」

詳しくは、「一般財団法人　広島県遺族会ホームページ」をご覧ください

アドレス　http://hiroshima-izokukai.jp

閲覧機器　パソコン、スマートフォン、タブレット

会員入会申し込み先または寄付金納付先

遺族会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

事務局

〒＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿